

平成28年度 事業計画

【使命・経営理念】

小平市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現を目指すことを使命とします。また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 市民参加・協働による福祉のまち「こだいら」の推進
- (2) 利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 福祉ニーズに基づく新たな事業への取組

【方針】

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加、また、認知症高齢者が増加するなかで、家族内における介護機能の低下、地域における人間関係の希薄化が進んでおり、制度では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化しています。

このような時にこそ、人と人とのつながりや支え合い、助け合いの気持ちが醸成されていくような地域福祉活動を推進することが求められており、地域福祉を担う社会福祉協議会の役割は、ますます重要になってきています。

このような課題に対し、今年度、小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、生活困窮者が一人でも多く、早期の生活自立につながるよう、生活実態や健康状態などに応じた包括的継続的な相談支援等を実施するとともに家計相談・学習支援機能等の充実を図ります。また、介護保険制度の改正により地域での対応をより一層推進していくことが打ち出される中、介護予防・日常生活支援総合事業など、地域包括ケアシステムに係る諸事業を展開します。また、平成29年度からの地域福祉コーディネーターの導入やモデル地域での取組みに向けて、制度・事業の狭間にある地域の課題を早期に受け止め、地域の住民の方々や関係機関、事業所とともに課題解決のための「新たな支えあいの仕組みづくり」を推進します。

さらに、「小平市立障害者福祉センター」「小平市立あおぞら福祉センター」及び「小平市高齢者交流室」においては、指定管理者として経営にあたる期間の初年度として、従来にも増した福祉サービスの質の向上を図り、利用者の立場に立った、よりきめ細かい事業運営に努めます。

なお、本年度は、本会の法人化50周年を迎えることとなります。これを機に、本会が更に多くの市民の皆さまに親しまれ、身近な存在になれるよう、各種の記念事業・企画を実施します。

一方、社会福祉の根幹の制度である社会福祉法人のあり方の見直しが進められている中、社会福祉法人に求められている社会貢献事業について、本会は主導的に行政、地域の社会福祉法人等との連携を推進し、市民からの期待に応えるべく、より先駆的・発展的な事業を展開します。

【重点目標】

- 1 基幹型地域包括支援センターの受託を通じ、地域包括支援ネットワークなどによる個別支援にとどまらず、地域包括ケアシステムの構築を目指すなど地域支援につながる事業を展開し、地域福祉の向上に努めます。
- 2 「権利擁護センターこだいら」は相談機能を強化し、支援を必要としている方々が地域で安心して生活が送れるよう、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域ケアシステム）を構築し、関係機関や団体等と連携を図りながら、ニーズの早期発見、生活課題の解決に努めます。
- 3 「小平市障がい者地域自立生活支援センター」は支援を必要としている障がい者と家族の相談支援を充実させるため、関係機関との更なる連携強化を図るとともに、相談支援のあり方を小平市地域自立支援協議会と協働して研究します。
- 4 ボランティア等の多様な活動を支援しながら、住民主体の地域福祉活動を進めます。また、その中心的な役割を果たす地域福祉コーディネーターを育成するとともに、多様な活動や拠点づくりなど小地域福祉活動として住民同士の支え合い活動とその担い手育成を積極的に支援します。
- 5 「小平市立障害者福祉センター」、「小平市立あおぞら福祉センター」では、利用者の権利擁護と意思決定支援に配慮し、更なるサービスの質の向上と指定相談支援事業者としての相談機能の充実に努め、もって地域の社会福祉施設として共生社会の実現を目指します。
- 6 成年後見に関する市民ニーズに対応するため、引き続き、成年後見人に対する支援を行うとともに、市民後見人の育成に努めます。
- 7 「第2期小平市社協発展強化計画」の後期2年間を迎えるにあたり、これまでの取組みを総括した際に明らかになった諸課題を中心に、目標の達成に向け組織の基盤強化に努めます。
- 8 自主的な経営基盤の安定を目指し、協力員及び会員の増強、新たな収益事業等の展開について検討を図り、自己財源の増加に努めるとともに、新規事業の開拓について研究を行います。

【実施事業】

1 調査研究

- (1) 法人化50周年記念事業を計画的に実施するために、「法人化50周年記念事業内部検討委員会」において具体的な検討を進めます。
- (2) 小平市の地域性を勘案した「地域包括ケアシステム」構築に向けた研究を進めます。
- (3) 各種基金の有効活用に向けた研究を進めます。
- (4) 継続的に地域に関わる専門職である地域福祉コーディネーターの必要性が高まっていることから、育成・配置に向けて研究を進めます。
- (5) 「小平市立障害者福祉センター」及び「小平市立あおぞら福祉センター」の利用者のなかで、今後身体機能の低下により医療的な支援が必要となる方が見込まれるため、行為を限定した医療的ケアの実施に向けた研究を行います。

2 連絡調整

- (1) 「第三次小平市地域福祉活動計画」に基づき、市民や小平市をはじめ、関係諸機関・団体等との連携を強化し、地域福祉の推進に向けたネットワークを構築します。
- (2) 住民主体の地域福祉活動を円滑に進めるため、民生委員児童委員や自治会などの住民組織等との連携を進めます。
- (3) ボランティア活動や市民活動を推進するため、市内外の活動支援団体との連携を深めます。
- (4) 「社会福祉法人に求められている社会貢献事業」について、地域の社会福祉法人等と連携し、地域貢献の推進に向けたネットワークを構築します。

3 普及宣伝

- (1) 「社協だより」、「社協ホームページ」、「社協事業案内パンフレット」等を通して、市民や関係諸機関・団体等に対して、事業の紹介や活動の周知に努めます。特に、社協だよりについては、引き続き全戸配布を行うことで、市内全域に、福祉を中心とした情報を積極的に発信します。また、講座の情報や事業所の取組をまとめたパンフレット等により、本会の事業や活動を市民に分かりやすく伝えます。
- (2) 会員増強を図るためにあらゆる機会を通じて本会を広報し、会員加入を呼びかけます。
- (3) 市民まつり、社協福祉バザー等を通じ、広報活動を行います。
- (4) 会員増強、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい・地域福祉募金、社協福祉バザー等の実施にあたっては、市民の理解と協力を得るために諸事業の趣旨を十分周知するとともに、寄付金等も含め、その結果についても適宜報告します。

4 児童福祉

- (1) 市内6か所の「子ども広場」の運営を小平市から受託し、より身近な地域での子育て支援と乳幼児から中学生までの健全育成を推進します。また、平成29年度からの新たな受託に向けて、子ども・子育て支援制度を踏まえた「子ども広場」の事業運営について市へ提案します。
- (2) 市内各地区の子ども会等の活動を支援します。

5 高齢者福祉

- (1) 「小平市高齢者福祉大会」を開催します。
- (2) 高齢クラブの活動を支援します。
- (3) ひとりぐらし高齢者の安心サービス事業として、乳酸菌飲料の配達や電話訪問を行い、安否の確認や孤独感の緩和を図ります。
- (4) ひとりぐらし高齢者（安心サービス利用者）に、本会登録団体による絵手紙を誕生月と正月に送ります。
- (5) 高齢者の交流の場として、市内の地域センター等を利用した、住民が主体となっている「ほのぼのひろば」の運営を支援するほか、介護予防の拠点として小平市から指定管理を受けている「高齢者交流室」の体制を充実し、地域の仲間づくりの支援や介護予防のための体操、

健康相談等を行います。

(6) 高齢者の居場所・拠点づくりとして「小平市高齢者交流活動支援事業」を受託し、多世代交流を含めた自発的な交流活動を支援します。

6 障がい児・者福祉

- (1) 聴力障がい者支援の一環として、初心者手話講習会を開催し、障がい理解の促進を図るとともに、ボランティア活動への関心を高めます。
- (2) 障がい者の当事者団体と協働し、「障がい」についての理解と啓発に努めます。特に、「こいだいらあんしんネットワーク」の活動を通し、災害時要援護者の課題解決や地域への啓発活動に取り組みます。
- (3) 「小平市障がい者運動会」を市と共催します。
- (4) 障がい当事者、団体及び施設の活動を支援します。
- (5) 小平市地域自立支援協議会の事務局として、相談支援事業を適切に実施するとともに、地域の障がい児・者の福祉に関するネットワークの構築を推進します。
- (6) 小平市障がい者地域自立生活支援センター、小平市立障害者福祉センター、小平市立あおぞら福祉センターでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定相談支援事業者としてサービス等利用計画の作成等に取り組みます。

7 ひとり親家庭福祉

- (1) 交通遺児家庭への見舞金の支給及び遺児に対し学費を援助します。
- (2) 母子寡婦団体の活動を支援します。

8 社協福祉バザー

本会の活動の周知と自主財源確保のため、市民、自治会、本会協力員、関係機関、登録団体やボランティア等の協力を得て「社協福祉バザー」を実施します。

9 更生保護

遺族会の活動を支援します。

10 緊急援護

- (1) 緊急に援護を必要とする方に対し、交通費等の援助を行います。
- (2) 火災等の罹災者に対し、見舞金を贈ります。
- (3) 低所得者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に食料品を給付します。

11 小地域福祉活動の推進

- (1) 平成29年度からの地域福祉コーディネーター配置に向けた研究
各種事業や相談業務を通じて把握した個別の生活課題を専門機関や事業につなげるとともに、制度の狭間にある課題については、ボランティアや地域住民等が協力して地域（小地

域)で解決できる環境づくりを進めます。

そのために、①個別支援②地域の生活支援のしくみづくり③地域で解決できない問題を解決していくしくみづくりという3つの役割に加え、一定の小地域圏域にアウトリーチして、住民と協働して問題解決に取り組む専門職としてのコミュニティワーカーである「地域福祉コーディネーター」の配置に向けて研究を進めます。

- (2) 地域住民等が中心に行う「ほのぼのひろば」や「地域サロン」「体操教室」など多世代交流の場などの小地域活動を積極的に支援するとともに、地域の実情に合った多様な活動を地域住民とともに推進し、活動の担い手育成や関連講座の開催等の支援も行います。
- (3) 「安心・快適・健康に暮らせる福祉のまちづくり」について、市民とともに考える場として「福祉のつどい」を開催します。

12 相談体制の強化

「相談ごとがある時は、まずは社協に聞いてみよう」と言っていただけのように、「どんな困りごとも見逃さない」をキャッチフレーズに、「生活相談支援センター」を中心にアウトリーチによる相談者の生活状況把握、東部及び西部ボランティアコーナーにおけるなんでも相談窓口、地域サロンなどへの出張相談など、市民が身近な場所で気軽に相談ができるよう、相談支援機能の充実と体制強化を図ります。

13 備品（機材等）の貸出

- (1) 車いすの貸出を行います。
- (2) 機（器）材の貸出を行います（行事用テント、福祉体験用具等）。

14 ボランティアセンターの運営

(1) 運営方針

ボランティアセンターは、地域の生活課題について、必要に応じてボランティア活動団体等と協働して事業に取り組むなど、ボランティア活動等を積極的に支援します。

福祉分野を中心としながらも、狭義の領域にとどまらず、多様な活動の情報把握に努め、今後地域福祉コーディネーターの配置を進めるとともに、住民主体の課題解決につながるよう、計画的な地域の人材養成や活動を支援していきます。さらに、東部・西部ボランティアコーナーの機能を拡充・発展させ、市民の身近な相談や地域福祉活動の支援拠点を目指します。

(2) 地域福祉人材養成

①ボランティア、地域活動等の新たな担い手を発掘・養成するため、各種講習・講座や啓発事業を実施します。また、テーマや内容により、ボランティア活動団体からのニーズに基づいた共催事業にも積極的に取り組みます。さらに、災害時に備えた、「日頃からの顔が見える関係づくり」を推進するため、訓練や講座修了者を中心とした交流の場を充実に努めます。

②市内公立小・中学校の「総合的な学習の時間」等において、地域で子どもを育て、豊か

な心を育むことを目的に、手話、点字、ガイドヘルプ、知的障がい、高齢者疑似体験等の福祉体験学習等をボランティアや障がい当事者、地域の関係施設等の協力を得て実施します。

(3) 地域におけるネットワークの強化

①ボランティア活動等に関する相談や登録団体間の連携、ネットワークの強化などボランティア活動のさらなる環境整備に努めます。

②市内福祉施設とのネットワークを推進し、より福祉力の高い地域づくりができるよう、地域福祉のプラットフォームとしての役割を果たしながら、施設間の主体的な連携が深まる支援や施設と地域住民とのより良い関係づくりに努めます。

③市内の大学間のネットワークや、各大学との連携に努め、大学の専門的なノウハウを活かしながら学生が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

(4) 広報・啓発の充実

ボランティア活動や地域の福祉活動等に関する情報を広く効果的に市民に提供するため、社協だより及び「こふくだより(仮)」の発行やホームページ等を通して双方向の情報提供に努めます。

(5) 防災・減災に関する取組みの充実

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づいて策定した、災害ボランティアセンターマニュアルに従い、「災害ボランティアセンター」を速やかに設置できるように、日頃から小平市や関係機関・団体との連携を図るとともに、市民との協力関係づくりに努めます。また、遠隔地からの人材や物資のほか、情報支援等を受けられるよう、新たな連携先を検討していきます。

(6) ボランティア活動の環境整備

①市民が安心してボランティア活動に参加できるよう「ボランティア保険」の相談、受けを行います。

②活動室や印刷機、備品の貸出しを行い、ボランティアセンター登録団体の活動を支援します。

15 権利擁護センターの運営

(1) 運営方針

権利擁護センターでは市民が主体的に地域社会の中で安心した暮らしの継続が図れるよう、その権利の行使や擁護についての必要なサービス・制度へのつなぎ等を行い、生活課題への重層的な支援を図ります。

(2) 地域福祉人材養成

①地域における担い手の主である市民に権利擁護に関する各種講習・講座や啓発事業を開催し、福祉力や理解の向上を図り、住民の福祉活動を推進します。

②地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）における生活支援員や成年後見制度の新たな後見人の担い手である市民後見人の養成事業を推進します。

③市内の福祉サービス事業所や権利擁護の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福

社士会)等と連携・協働を図り、総合的、多様性のある質の高い支援が担える人材養成への取り組みを実施します。

(3) 地域におけるネットワークの強化

福祉サービス事業者及び専門職団体等との連携強化を図り、包括的に支援が可能となる「地域包括ケア」に向けた取り組みの推進を図ります。

(4) 広報・啓発の充実

市報・社協だよりでの権利擁護事業に関する講座・講習会の広報はもとより、さらに幅広く情報を提供するため、本会のホームページや市内の協力店舗においてポスター掲示等で広報・啓発の充実を図り、制度の周知・権利擁護意識の醸成に努めます。

(5) 福祉サービス総合支援事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）では地域で高齢者、障がい者等の生活支援を契約にて行い、金銭の収支や各種手続等の支援を図り、安心・安定した地域生活の継続に努めます。また、法律家による市民向けの専門相談などによって、質の高い、適格な助言により早期の課題解決に向けた取り組みを行います。

さらに、判断能力が十分でない方の福祉サービス利用について総合的、一体的に支援します。

(6) あんしん生活創造事業

判断能力が十分でない方が、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難である場合に、成年後見制度の活用により地域で安心して生活を継続できるよう支援するとともに、後見人からの相談への対応や報酬助成、連絡会等、後見人に対する支援を行うことで、成年後見制度の基盤強化に努めます。また、市民後見人受任者への法人後見監督事業や本会が後見人として支援する法人後見事業も実施します。

16 共同募金地区協力会活動

地区協力会の活動を通じて、関係団体の理解や、信頼関係の構築、そして住民の生活課題の解決のための連携先としての関係強化を図ります。

(1) 赤い羽根共同募金

小平地区協力会として、社会福祉事業実施団体を支援するため、当事者団体、協力員、自治会、小・中学生、ボランティア等の協力のもとに共同募金活動を広く展開します。

(2) 歳末たすけあい・地域福祉活動募金

地域福祉活動の充実及び要保護世帯への見舞金、ボランティア・市民活動を営む団体等を支援するために、協力員・自治会等の協力のもとに歳末たすけあい・地域福祉活動募金を広く展開します。

17 共同募金配分事業

配分推せん委員会において、公平な判断のもと、次のとおり募金を配分します。

(1) 赤い羽根共同募金配分事業

福祉施設や地域福祉団体が行う社会福祉事業等の推進を支援します。

(2) 歳末たすけあい・地域福祉活動募金配分事業

- ① 要保護世帯に年末見舞金を贈ります。
- ② 募金配分金を財源として、ボランティア団体・市民活動団体や福祉団体等への助成、高齢者の交流など地域福祉活動の充実を図ります。

18 東京都社会福祉協議会からの受託

(1) 生活福祉資金等の貸付

低所得世帯、障害者手帳の交付を受けた方のいる世帯、日常生活上の介護を必要とする高齢者世帯、失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して生活福祉資金等の貸付けを行います。[福祉費（生業費、技能習得費、出産・葬祭費、療養・介護費、転居費、住宅改修費、障がい者用自動車購入費等）、災害援護費、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金]

また、生活支援、就労支援については小平市、ハローワーク等と連携を図りながら対応します。

(2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行います。

19 小平市からの指定管理

(1) 小平市立障害者福祉センターの経営管理

①利用者や市民の声を反映した施設経営

ア 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。

イ 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。

ウ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に生かせるよう支援します。また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。

エ 心身障がい児（2歳から小学校就学前）及び発達上の遅れがみられる児童の発達援助等のための支援を行います。

オ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。

カ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。

キ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

②福祉のまちづくりに貢献する施設経営

ア 障がい者のニーズに応じた各種講座を開催します。障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指します。また、「障がい者スポーツ・レクリエーション教室」の開催にあたっては、自主サークル活動の支援と支援ボランティアの育成に努めます。

イ 会議室等を障がい者団体やボランティア団体及び地域住民に開放します。

ウ 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民や各種団体との交流の場として「センターまつり」、「暮らしのちょっとちょっと講座」を実施するとともに、「地域懇談会」に基づいて地域ニーズに応じた協働活動を行います。

エ 小・中学校などの福祉教育や、子どもと親の体験学習などに協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。

③本会の力を集結した施設経営

ア 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談にあたっては本会他部門の機能を活かすことで、質の高い相談事業を展開します。

イ 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

(2) 小平市立あおぞら福祉センターの経営管理

①利用者や市民の声を反映した施設経営

ア 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。

イ 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。

ウ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に生かせるよう支援します。また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。

エ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。

オ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。

カ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

②福祉のまちづくりに貢献する施設経営

ア 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民との交流の場として「わくわく納涼祭」、「あおぞら作品展」及び「地域懇談会」を開催します。また、地域住民、各種団体と協

働して「地域防災訓練」を実施します。

イ ふれあいルームを障がい者団体やボランティア団体及び地域住民に開放します。

ウ 小・中学校などの福祉教育や職業体験などに協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。

エ 障がい者のニーズに応じた各種講座を開催します。また、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指します。

③本会の力を結集した施設経営

ア 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談にあたっては本会他部門の機能を活かすことで、質の高い相談事業を展開します。

イ 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

(3) 小平市高齢者交流室の運営

介護保険制度の総合事業の一環として、小平第二小学校内で、趣味活動や軽運動、小学生との異世代交流を通して高齢者の介護予防を図るとともに、児童の健全育成や地域のボランティアの活動の場を提供します。また、地域住民向けの講習会などを通して、支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。

20 小平市からの受託

(1) 小平市子ども広場の運営

乳幼児をもつ保護者の交流と子育て相談等を身近な地域で行い、子育て中の保護者を支援するとともに、子どもの社会性や豊かな心が育くめるよう、安心・安全な遊びの場やイベント等を提供します。

(2) 小平市障がい者地域自立生活支援センターの運営

①運営方針

小平市民の障がい者（児）とその家族を対象として、自立支援給付、地域生活支援事業並びに各種障がい福祉施設等社会資源活用の支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング及び情報の提供等の相談支援を総合的に行うことにより、障がい者（児）とその家族の地域における生活と、障がい者の自立と社会参加を支援します。

②相談支援機能の充実

市から委託された市町村一般相談支援事業、指定された計画相談支援事業、障害児相談支援事業、及び東京都から指定を受けた地域相談支援事業について、安定的に提供できる体制の充実を目指します。

また、市や小平市地域自立支援協議会など関係機関と連携協働して、市内の相談支援事業のあり方を研究します。

③交流室の運営

障がいのある方が気軽に立ち寄れる交流室を運営し、教室や行事を通じて社会生活を学ぶ機会の提供と当事者同士の交流と社会参加の支援に努めます。

④小平市地域自立支援協議会の運営

小平市地域自立支援協議会の事務局として運営に携わり、小平市と関係機関・団体と協働して、障がいの地域生活支援の推進と関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

(3) 生活困窮者自立促進事業

生活困窮者が困窮状態から早期に自立することを支援するため、低所得者や離職者に対して生活及び就労等に関する相談支援、家計相談、学習支援を行うとともに、関係機関との連携と広報の強化に努めます。

(4) 受験生チャレンジ支援貸付け事業

低所得世帯の子どもに対し、健やかな育成の環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもが高校・大学・専門学校を受験する際の、予備校・学習塾の費用や受験料の貸付け相談を行います。

(5) 小平市障がい者緑化推進事業

小平市立障害者福祉センター及び小平市立あおぞら福祉センターにおいて、利用者とともに屋上等の緑化を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。また、緑化の推進、保全業務への従事を通じ、障がいの就労機会の拡大を図ります。

(6) 小平市巡回相談事業

市内の保育園、幼稚園を言語聴覚士等が訪問し、発達の気になる児童の観察、保育士・幼稚園教諭・保護者への指導、助言等を行うことにより、児童の発達を支援します。

(7) 基幹型地域包括支援センターの運営

①運営方針

基幹型地域包括支援センターの受託を通じ、地域包括支援ネットワークの構築や地域包括ケアシステムに向けて介護と医療などの連携強化を図り、基幹型地域ケア会議を運営することで市内全域に係わる地域福祉の向上に努めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な実施と対応を進め、認知症対策の一環としては、認知症カフェを行うことで、認知症の方やその家族を支えるつながりを支援していきます。その他、担当圏域の高齢者把握に努め、相談・支援や介護予防を通じて、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めるとともに、自治会や関係機関と連携し、圏域の課題について協議していきます。

②地域福祉人材育成

地域で活動する主任介護支援専門員に対して、介護支援専門員の人材育成等の役割が果たせることができるように専門職としての養成を図ります。またケアプラン指導研修の実施を通じて、市内全域の介護支援専門員や介護サービスの質的な向上を図ります。

③地域におけるネットワークの強化

在宅医療・介護連携を推進するため、会議や研修会の開催を通じて多職種に及び関係機関との連携、ネットワークを強化します。また、各関係機関や市民との連携強化、課題抽出の

実施を目的とした地域型地域ケア会議を行うことで、基幹型地域ケア会議につなげ、市内全域に関わる地域福祉向上に努めます。

④広報・啓発充実

地域包括支援センター業務や活動等に関する情報を広く市民に提供するため、社協だより及び「中央センターだより」の発行やホームページ等を通して情報提供に努めます。

⑤認知症早期発見早期診断推進事業

認知症の疑いがあるが認知症に関する受診ができない方等に対し、認知症アウトリーチチームと協働して、状態に応じた適切な医療・介護サービスにつなげるための働きかけを行います。さらに、認知症のケア等に関する研修や認知症に関する地域課題の検討を行う会議を通して、認知症の方を支える地域の基盤づくりに努めます。

⑥小平市介護予防見守りボランティア事業

地域でさりげない見守り活動を行うことで、見守りを行う健康な高齢者の介護予防の促進と、見守りを必要とする高齢者の孤立化の防止を目指します。

また、見守りボランティアの数を増やし、地域での見守りや各圏域で行っている交流会を充実します。また、地域の見守り体制の構築に併せて、サロンなど誰でも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや、社会資源の情報収集、研究を行い、地域包括ケアシステムに向けて小平市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携強化を図ります。

(8) 小平市高齢者交流活動支援事業

高齢者を主体とした多世代を含めた自発的な交流活動の拠点に対して、その立上げ費用や運営費などの助成を行い、誰もがいきいきと暮らせる地域社会の支えあいを進めていきます。

21 小口貸付資金の償還

小口資金貸付（生活費）の償還受付事務を行います。

22 収益の取り組み

(1) 市内に環境に配慮した自動販売機を設置し収益事業を展開します。

(2) ボランティアによる手作り作品の販売を行い地域福祉活動に活かします。

23 社協運営

本会の運営を充実させるために社会福祉法人改革の趣旨を踏まえ、役員及び組織体制等の強化を図ります。事業の推進に当たっては、効率的な取組を行うとともに、事務経費等の節減に努めます。

(1) 役員会等の開催

本会の運営を円滑に遂行するための会議等を開催します。

①評議員会

②理事会

③三役会

④監事会

⑤協力員会

⑥各種研修会への参加

(2) 管理運営の充実

①個人情報保護に関する取り扱いについての周知徹底及び情報セキュリティ対策を推進します。

②職員研修の充実により、専門知識の習得や職員の自己啓発意欲を高めるとともに、職員の能力の向上を図ります。

③執務環境の整備・充実により仕事の効率化を図るとともに、誰もが立ち寄りやすい環境をつくります。

④小平市との連携を密にし、運営の充実を図ります。

⑤時代の要請や地域のニーズに即応した効果的・効率的な組織体制の整備を図ります。